

「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準適用指針(その2)(案)」に  
対するコメント

2002年8月30日  
日本経団連経済本部

【吸収合併に関する自己株式の会計処理】

1. 抱合せ株式に合併新株を割当てた場合

取得事由に関係なく自己株式の保有が認められた以上、自己株式の存在を明示的に記帳する方が明快な開示が行なわれると考えられるため、第一案を支持する。

第二案でも株式数の記帳は行なわれるが、金額をゼロと考えることになるため、ゼロ評価をするのであれば、そもそも株式の割当てをしない選択をされると考えられる。

2. 被合併会社の保有する当該会社の自己株式に合併新株を割当てた場合  
同上。

【簡便的取扱い】

子会社及び関連会社における当該会社の自己株式の取引に重要性がない場合には、子会社株式の追加取得又は一部売却に準じた会計処理を省略できる旨の取扱いを明示すべきである。

例えば、持分法適用関連会社の中で単元株未満の株式の買取りを行なっている会社の場合、当該買取りに応じて子会社株式の追加取得に準じた会計処理を行うことは煩雑である。また、単元未満の株式の買取りによる自己株式数は、持分比率への影響に重要性がないと考えられる。

【自己株式の代物回収】

自己株式を譲渡担保等として取得する場合の取扱いについて明示して頂きたい。

以上